

## レポート

# 所有者不明土地管理制度・所有者不明建物管理制度の施行後1年間の活用状況を捉える①

～申立件数から見る当該制度の活用状況～

経済財政政策部 [東京] 副主任研究員 鈴木淳  
研究員 石黒隆子

## 1. はじめに

相続登記がされないことなどを原因として発生する「所有者不明土地」が問題視されて久しい。国は、今後の高齢化の進展による死亡者数の増加等によって所有者不明土地問題が深刻化していくことが想定されることなどを理由として、令和3年4月21日「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)を定め、所有者不明土地の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から対策に取り組み始めている。

これまで所有者不明土地の管理や利活用の問題の解決にしばしば用いられてきた相続財産管理制度、不在者財産管理制度は、相続人や不在者等の財産全体の管理を対象にしてきた。一方で、民法の改正において新たに創設された所有者不明土地管理制度、所有者不明建物管理制度は、所有者不明の土地・建物を対象に、個々の土地・建物の管理に特化した制度である点に特徴がある。両制度は、令和5年4月1日の施行から既に一定数の適用が進んでいる状況が見受けられる。

そこで、本レポートにおいては、本制度施行後1年間における活用状況を整理する。

## 2. 所有者不明土地・建物管理制度の概要

所有者不明土地・建物管理制度は、利害関係人(公共事業の実施者など不動産の利用・取得を希望する者や、共有地における不明共有者以外の共有者等)が、当該土地・建物の所有者を特定することができない、または所有者が所在不明で連絡等ができない場合に、地方裁判所に対して、所有者不明土地・建物の管理命令を申立てることができる制度である。地方裁判所は申立て内容を確認し、管理の必要性が認められる場合に、所有者不明土地・建物管理人を選任し、当該土地・建物の管理行為を行わせる。また、所有者不明土地・建物管理命令が発令された場合には、登記簿の権利部にその旨が裁判所書記官の職権で登記される。管理人は所在不明の所有者に代わり、土地・建物の管理や活用を実施することが可能であるため、申立人は管理人を通して、当該土地の管理や利活用を進める。なお、管理人は処分権限を有さないため、売却等を行う際には、地方裁判所

<sup>1</sup> 所有者不明土地管理人が選任された場合には、対象土地及び当該土地の上にある動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に専属するが、保存行為、所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為を超える行為をする場合には、裁判所の許可を得なければならない。

から権限外行為の許可を得る必要がある。これらの手続を経て申立人や利害関係者等の第三者が管理人から土地を買い受ける等、管理対象の土地・建物から金銭が生じた場合は、土地・建物の所有者のために供託することができる。また、供託により管理する財産がなくなった際や、管理の必要がなくなった際には、地方裁判所により管理命令が取り消され、管理は終了する。本制度において重要な点は、管理人が永続的な管理を行うことが運用上想定されにくいいため、基本的には管理が終了する状態に到達することを想定した申立てが受理されること、すなわち、土地・建物を買い受けることが明確である申立てが中心となる可能性が高いという点である。本制度の立法趣旨は所有者不明に起因する管理不全状態の解消だと考えられるが、実態としては、終局の売却処分も見据え、所有者不明土地・建物の活用を促す制度であるといえる。

### 3. 所有者不明土地・建物管理制度の活用状況の把握方法

両制度は、非訟事件手続法第 90 条に基づいて、管理命令の申立てがあった際には、

- 一 所有者不明土地(建物)管理命令の申立てがその対象となるべき土地(建物)又は共有持分についてあったこと。
- 二 所有者不明土地(建物)管理命令をすることについて異議があるときは、所有者不明土地(建物)管理命令の対象となるべき土地(建物)又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
- 三 前号の届出がないときは、所有者不明土地(建物)管理命令がされること。

の 3 点を公告すること、供託が行われた際には法務省令で定める事項を公告することが定められていることから、官報に掲載される申立ての有無を確認することで令和 5 年 4 月以降にどの程度本制度が利用されているかを把握することが可能である。

本レポートにおいては、インターネット版官報<sup>2</sup>を用いて、制度開始から 1 年目にあたる令和 5 年度の申立て状況を整理する。

なお、官報においては、「所有者不明土地(建物)管理命令に関する異議の催告」という表題で、「次の申立人から別紙物件目録表示の土地(建物)について所有者不明土地(建物)管理命令の申立てがあったので、上記の土地(建物)の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。」という文言で公告されていることから、異議の届出がない限り、申立ては却下されない状況にあると推察される。裏返せば、公告が出る前に申立てが裁判所によって審理され、その上で申立書の内容や添付書類に不備等があるものは却下されている可能性があり、そうした申立ては収集できない点には留意が必要である。また、異議の届出があったかどうか、管理命令が発出されたかどうかについても、現状では官報から情報を得ることはできない。本レポートで捉える制度の利用状況は、「異議の届出がなければ管理命令が発出される案件」という条件で整理するものである。

<sup>2</sup> 国立印刷局「インターネット版官報」<https://kanpou.npb.go.jp/>

## 4. 所有者不明土地・建物管理制度の活用状況

### (1) 調査対象

本レポートにおいて、調査対象とした申立ては以下の通りである。

図表 1 調査対象・期間・件数

調査対象	・「所有者不明土地管理命令に関する異議の催告」 ・「所有者不明建物管理命令に関する異議の催告」 ・「所有者不明土地・建物管理命令に関する異議の催告」
調査対象期間	令和 5 年 4 月 1 日(土)～令和 6 年 3 月 31 日(日)
調査対象期間の申立件数	578 件 <sup>3</sup>

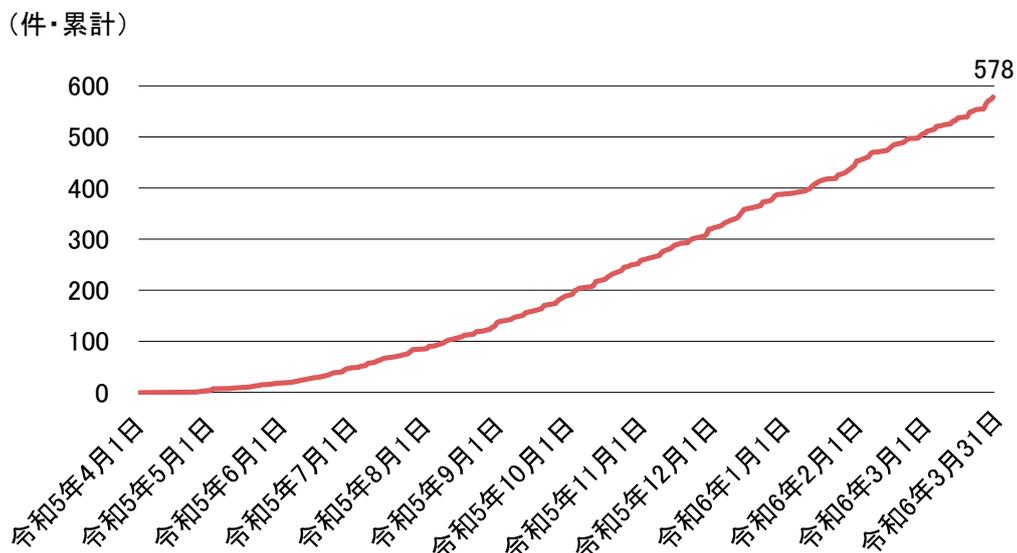
### (2) 制度利用件数

#### [1] 申立件数

申立件数は、令和 5 年度の 1 年間で 578 件に上る。最初に官報に公告された申立てが 4 月 25 日で、制度開始の 4 月 1 日から 1 か月弱の期間が経過してから公告が見られた。月当たりの申立件数は、令和 5 年 4 月から 10 月にかけて増加傾向にあり、その後は令和 6 年 2 月を除き、60～70 件/月前後で横ばいに推移している。

また、申立種別を見ると、所有者不明土地管理制度の申立件数が多く、全体の 8 割弱を占める。次いで、土地・建物併せた申立てが 1 割程度となっている。

図表 2 申立件数(累計)



(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

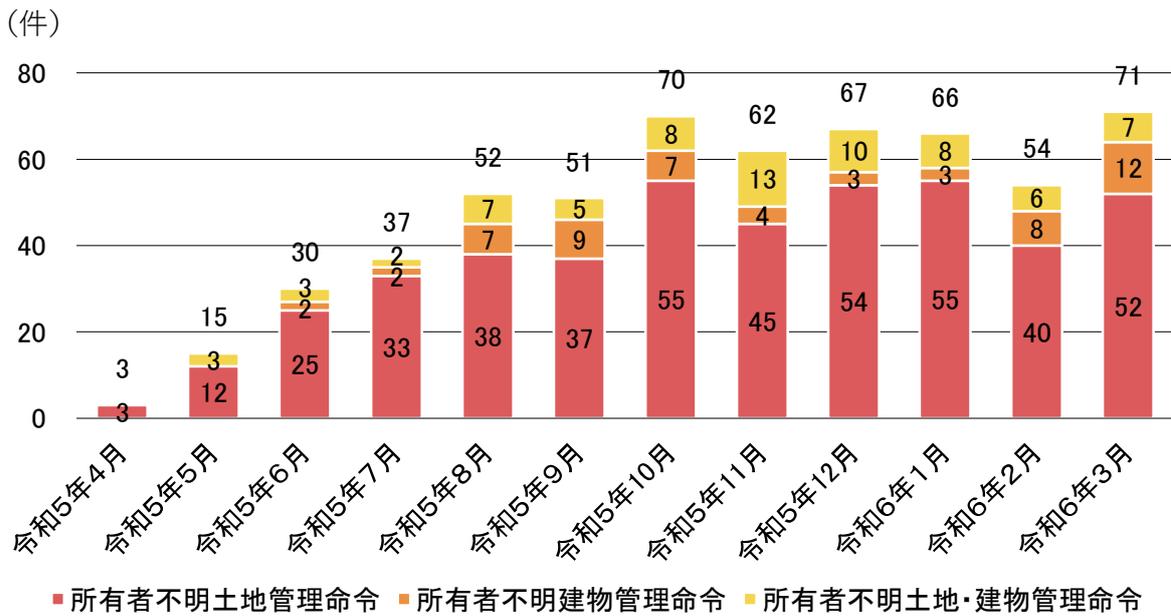
<sup>3</sup> 所有者不明土地管理命令・所有者不明建物管理命令に関する異議の催告の公告は、申立人からの申立てを裁判所が受理した後、裁判所による申立ての審理や、裁判所から申立人への追加の調査等の依頼を経てから行われる。本調査の調査対象には、令和 6 年 3 月以前に申立人からの申立てがあった事例であっても、裁判所での審理中等何らかの理由により 3 月 31 日までに官報で公告がなされていないものは含まない。

図表 3 申立種別(累計)

種別	件数(比率)
所有者不明土地管理命令	449 件(77.7%)
所有者不明建物管理命令	57 件(9.9%)
所有者不明土地・建物管理命令	72 件(12.5%)

(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

図表 4 申立件数(月別・申立種別)

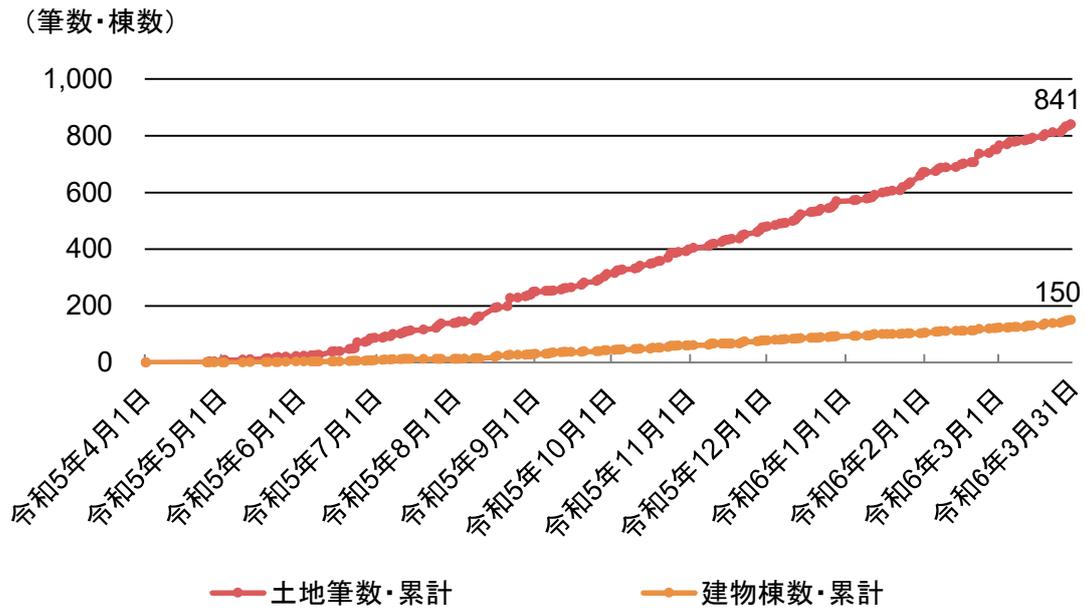


(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

## [2] 申立筆数・棟数

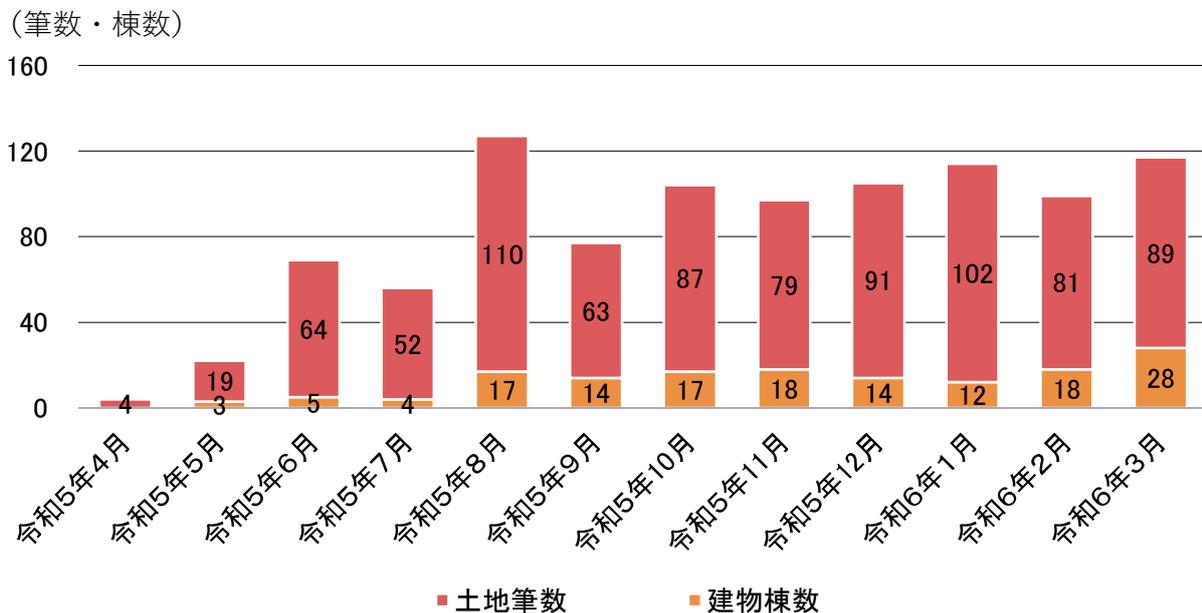
1 件の申立ての中で複数の筆や建物がまとめて申立てされる場合も多く、申立てが行われた土地の筆数と建物の棟数を見ると、土地が 841 筆、建物が 150 棟となっている。申立件数がほぼ横ばいに推移している令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月にかけて申立てがあった土地筆数、建物棟数の月当たりの平均はそれぞれ、88 筆／月、18 棟／月である。

図表 5 申立筆数・棟数(累計)



(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

図表 6 申立筆数・棟数(月別)



(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

### [3] 都道府県別の申立て状況

対象土地・建物の所在都道府県別に申立て件数、土地筆数、建物棟数を見ると、申立件数は東京都・福岡県で37件と最も多く、東京都では土地40筆、建物13棟<sup>4</sup>が、福岡県では土地46筆、建物6棟が管理対象とな

<sup>4</sup> 1つの申立てで複数の土地・建物を管理対象とすることができるため、申立て件数と管理対象の土地・建物の合計は一致しない。

っている。次いで、大阪府(31件(土地26筆、建物15棟))、神奈川県(27件(土地22筆、建物7棟))、千葉県(25件(土地35筆、建物4棟))と続いている。次に、土地筆数について見ると、福岡県で46筆と最も多く、次いで、東京都で40筆、沖縄県で36筆となっている。なお、沖縄県で36筆と多くの土地が対象となっている要因は、沖縄県には、1945年に開始された沖縄戦によって公図や公簿等が焼失した結果、所有者が不明のままの状態の土地(登記簿の表題部所有者欄が特定されていない土地)があり、これに関する一団の土地が申立てられているためである。建物棟数について見ると、大阪府で15棟、東京都で13棟、兵庫県で9棟となっている。

図表7 物件所在地別申立件数及び対象土地・建物数(累計)

都道府県	申立数	土地筆数	建物棟数	都道府県	申立数	土地筆数	建物棟数
北海道	20	33	6	滋賀県	5	12	2
青森県	10	13	2	京都府	14	15	2
岩手県	9	32	4	大阪府	31	26	15
宮城県	5	10	0	兵庫県	20	28	9
秋田県	10	19	3	奈良県	1	1	0
山形県	2	5	2	和歌山県	6	10	0
福島県	20	25	3	鳥取県	6	8	2
茨城県	12	17	2	島根県	10	13	1
栃木県	4	4	1	岡山県	16	14	6
群馬県	19	29	6	広島県	21	32	1
埼玉県	12	12	4	山口県	10	14	5
千葉県	25	35	4	徳島県	5	10	1
東京都	37	40	13	香川県	4	4	0
神奈川県	27	22	7	愛媛県	13	14	5
新潟県	13	15	2	高知県	4	2	3
富山県	7	29	1	福岡県	37	46	6
石川県	3	3	1	佐賀県	5	12	1
福井県	9	11	2	長崎県	9	16	2
山梨県	7	22	2	熊本県	20	25	0
長野県	10	15	1	大分県	14	14	0
岐阜県	6	33	6	宮崎県	4	4	1
静岡県	13	19	5	鹿児島県	7	8	0
愛知県	14	15	7	沖縄県	6	36	0
三重県	16	19	4	合計	578	841	150

(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

### (3) 申立ての特徴

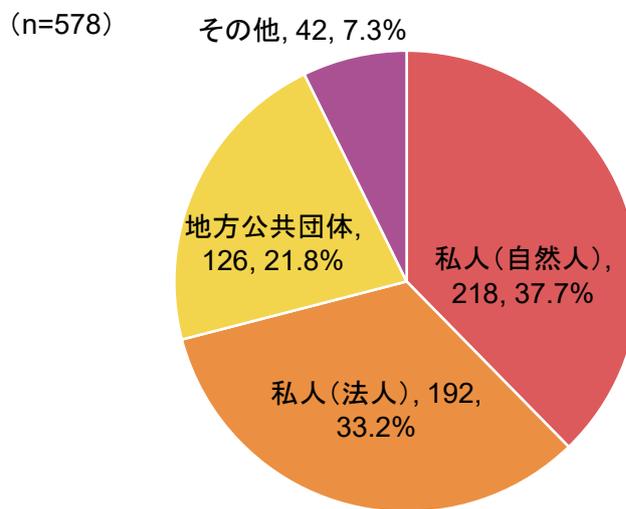
#### [1] 申立人の属性

申立人は私人(自然人)が218件で最も多く、次いで私人(法人)が192件であり、自然人と法人を合わせた

私人が約 7 割を占め、地方公共団体が 126 件で約 2 割を占める。その他の申立人としては、国、寺<sup>5</sup>、土地改良区、私人(自然人)及び私人(法人)(複数の申立人属性による申立て)等が認められた。

地方公共団体の申立てが一定数を占めている状況について、本制度における申立権者は、所有者不明土地・建物の管理について利害関係を有する利害関係人に加えて、令和 4 年の改正所有者不明土地特措法第 42 条及び令和 5 年に一部改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 14 条において、地方公共団体の長等<sup>6</sup>に、所有者不明土地管理命令・所有者不明建物管理命令の申立権の特例が認められ、土地や建物の適切な管理のために特に必要があると認めるときは、当該土地・建物の直接の利害関係者でない場合であっても命令の請求ができることとされている。1 年間で 30 都道府県、51 市町村が当該制度を利用しており、岡山県 6 件、秋田県・福島県 5 件のように、中には複数回数申立てを行った団体もある。

図表 8 申立人の属性(申立て単位)



(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

## [2] 申立て対象の土地・建物所有者の属性

申立て対象の土地・建物の所有者の属性を見ると、私人(自然人)が 401 件で最も多く、次いで、私人(自然人・死亡後の相続財産)<sup>7</sup>が 97 件、私人(法人)が 40 件、不明が 27 件、その他が 13 件となっている。不明のうちの 3 件は前述の沖縄県の所有者不明土地で、その他には、字(あざ)、共有地、土地整理組合等が挙げられた。

字(あざ)については、所有者欄に「■■■郡■■■町大字■■■共有」、「大字■■■(地域名)」と記載が見られることから、字持地であると推察される。

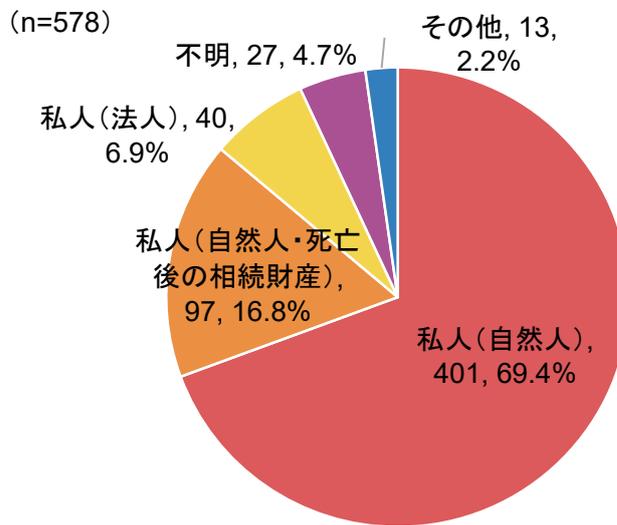
<sup>5</sup> 寺は通常の法人とは性質が異なること、対象土地の地目が墓地等特殊な場合が見られることから、「私人(法人)」とは分けて集計する。

<sup>6</sup> 所有者不明土地法 42 条の申立権は、国の行政機関の長又は地方公共団体の長に、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条の申立権は市区町村長に認められている。

<sup>7</sup> 所有者がすでに死亡している場合、登記上の所有者名義が「△△ ○○」から「亡 △△ ○○相続財産」に変更される。名義人の生死が不明な場合と区別するため、「私人(自然人)」と「私人(自然人・死亡後の相続財産)」を区別して集計を行った。

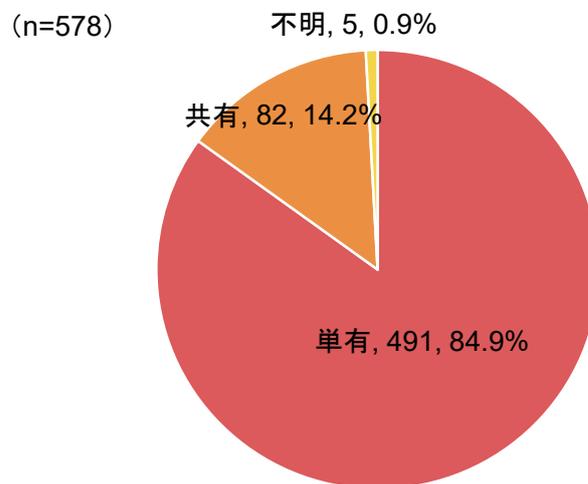
また、所有者が共有となっている土地・建物は 82 件で全体の 14.2%にあたり、共有人数が 80 人以上の土地も対象となっている。

図表 9 土地・建物所有者の属性(申立単位)



(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

図表 10 土地・建物所有者の共有の状況(申立単位)



(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

### [3] 地目の属性

対象土地の地目<sup>8</sup>を見ると、宅地が 265 筆で最も多く、次いで田が 154 筆、山林が 114 筆、畑が 101 筆と続い

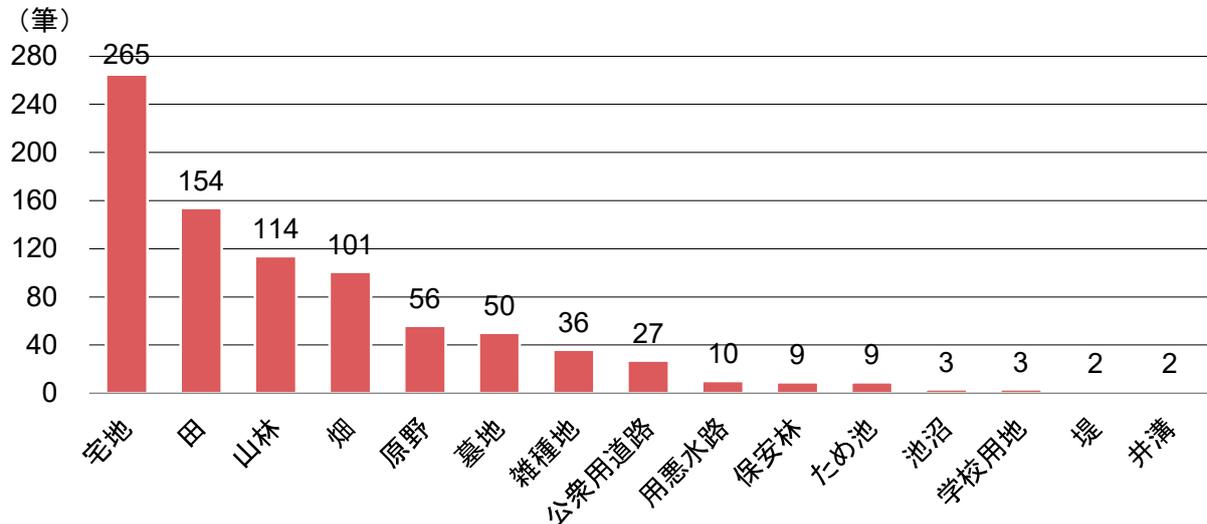
<sup>8</sup> 土地の地目は、「不動産登記規則 第 99 条(平成 17 年法務省令第 18 号)」において定められた地目 23 種類を基準に整理を行い、

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。

(お問い合わせ)コーポレート・コミュニケーション室 E-mail: info@murc.jp

ている。また、申立人別に地目の属性を見ると、私人から宅地に対する申立てが 146 筆と多くなっており、次いで、法人から山林に対する申立てが 65 筆、法人から宅地に対する申立てが 63 筆と多くなっている。

図表 11 地目の状況(対象土地件数ベース)



(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

図表 12 申立人属性別の地目の状況

申立人 (単位:筆)	宅地	田	山林	畑	原野	墓地	雑種地	公衆用 道路
私人 (自然人)	146 44.8%	57 17.5%	13 4.0%	37 11.3%	11 3.4%	21 6.4%	13 4.0%	20 6.1%
私人 (法人)	63 23.9%	30 11.4%	65 24.6%	38 14.4%	28 10.6%	16 6.1%	6 2.3%	5 1.9%
地方公共 団体	46 23.71%	51 26.29%	30 15.46%	19 9.79%	13 6.70%	4 2.06%	14 7.22%	1 0.52%
その他	10 17.5%	16 28.1%	6 10.5%	7 12.3%	4 7.0%	9 15.8%	3 5.3%	1 1.8%
申立人 (単位:筆)	用悪水路	保安林	ため池	池沼	学校 用地	堤	井溝	総計
私人 (自然人)	3 0.9%	0 0.0%	3 0.9%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	326 100.0%
私人 (法人)	1 0.4%	6 2.3%	4 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	1 0.4%	264 100.0%
地方公共 団体	5 2.6%	3 1.5%	2 1.0%	1 0.5%	3 1.5%	1 0.5%	1 0.5%	194 100.0%

土地の登記時期が当該法令施行前などの理由により、当該地目に該当しない地目が登記されている場合は、近い地目に寄せる形で集計を行った。

その他	1	0	0	0	0	0	0	57
	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

#### (4) 土地の面積

対象土地の面積について、地目別に見ると、平均値が大きい地目は、保安林(30,535 m<sup>2</sup>)、原野(4,000 m<sup>2</sup>)、山林(3,186 m<sup>2</sup>)であり、いずれも申立てが行われた土地の最大値が90,000 m<sup>2</sup>を超えている。

一方で、土地の面積が最小であるものは、「宅地」の0.1 m<sup>2</sup>であり、ほか「公衆用道路・道路」、「墓地・墳墓地」でも1 m<sup>2</sup>以下の土地に対しての申立てが認められる。

1年間に申立てが行われた土地面積の合計は1,073,173 m<sup>2</sup>で、うち、山林の合計面積が363,220 m<sup>2</sup>と全体の3割強、保安林の合計面積が275,159 m<sup>2</sup>と全体の2割強を占める。申立件数が最も多い地目である宅地の合計面積は44,851 m<sup>2</sup>であり、全体の4.2%である。

図表 13 地目別・申立て対象の土地面積(単位:m<sup>2</sup>)

地目	件数	平均値	最小値	最大値	合計値
全体	841	1,276	0.1	203,305	1,073,173
宅地	265	169	0.1	4,366	44,851
田	154	590	2.64	5,280	90,810
山林	114	3,186	6.61	203,305	363,220
畑	101	353	3.3	5,767	35,691
原野	56	4,000	1.89	198,346	224,014
墓地	50	150	0.88	1,976	7,508
雑種地	36	540	4.79	3,188	19,427
公衆用道路	27	134	0.49	723	3,630
用悪水路	10	163	4.29	1,239	1,630
保安林	9	30,573	504	96,498	275,159
ため池	9	503	28	2,307	4,528
池沼	3	447	23	1,047	1,342
学校用地	3	271	181.00	390	812
堤	2	210	198	221	419
井溝	2	66	13	119	132

(資料)インターネット版官報の情報より当社作成

## 5. 所有者不明土地・建物管理命令の申立て状況から見る政策インパクトへの期待(まとめ)

### (1) 申立件数の堅調な増加と立法趣旨に沿った適切な制度活用

令和5年4月1日の施行以降、1年間で578件、月平均で60~70件前後の所有者不明土地・建物管理命令が申立てられていることが明らかになった。本レポートの執筆時点においても継続して官報情報を取得してい

中においても、引き続き一定数の申立てが見られている状況である。同じように所有者不明土地の活用に着目した制度として、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく地域福利増進事業がある。本制度は、地域団体等が所有者不明土地を利用して地域のための事業を行うことを可能とするもので、平成 31 年 6 月に施行されているが、これと比較しても、所有者不明土地・建物管理命令の申立件数は多く、所有者不明土地の解消・利用ニーズが高いということが改めて明らかになった。

一方で、申立人の属性を見ると、法人による申立ても多く、土地の開発や売買を専門とする事業者が申立てている例も見られている。これまで塩漬けになってきた所有者不明土地が活用されていくことは歓迎されるものであるが、立法趣旨であるところの所有者不明土地の適正な管理のための管理人の選任という側面や、まちづくりや適正な土地利用の観点で見れば、あらゆる開発行為や売買行為のすべてが容認されると捉えるべきではない。

空き家対策においても、「不動産業による空き家対策推進プログラム」が策定されるなど、民間の活力を用いた低未利用地の流通・活用が期待される中で、所有者不明土地・建物管理制度も、民間の力が発揮される制度となっている。加えて、詳細は次稿で触れたいが、幅広い申立てが見られている状況を踏まえれば、非常に柔軟な制度利用が認められていると考えられる。低未利用地の活用に伴い風が吹く中で、立法趣旨に沿わない無秩序な制度利用が見られるようになると、柔軟な運用も見直されるおそれがある。所有者不明土地の適切な管理と活用の両面のバランスを見極めながら、柔軟な制度のあり様が見直されることのないよう、適切な制度活用が期待される。

## (2) 地方公共団体による申立てへの期待

地方公共団体による申立てが全体の 2 割程度を占めていることが明らかになった。地方公共団体が本制度を利用する場合、公益性、公共性の高い理由での制度利用であると推察されるが、その場合においても、通常の私人による申立てと同様に、申立てにかかる費用、予納金、用地取得費用等の予算措置が必要であり、年度途中での予算措置の難しさや、対象となる土地の状況の整理、固定資産評価証明書、地積測量図等の申立てに際して提出する書類の準備等のハードルが少なからずあるものと想定される。そうした中でも、まちづくりのための事業用地の確保や、周辺への悪影響を及ぼす土地の管理、所有者が不明な空き家の除却、以前から公共用地として利用してきた土地の権利整理等の目的のもとで、今後も地方公共団体による申立てが増加し、地域のまちづくりが円滑に進んでいくことが期待される。

## (3) 解決が困難だった所有者不明土地への対応への期待

土地の状況や土地の所有者の属性を見ると、これまで対応の困難であった字持地や共有の土地等への申立ても見られた。字持地については、前述の通り、所有者欄に「■■■郡■■■町大字■■■共有」、「大字■■■(地域名)」等の記載が見られ、こうした土地の登記は変則型登記とも呼ばれる。変則型登記は、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」(以下、表題部法という。)において、登記官による所有者探索と、探索の結果、所有者を特定できなかった土地について利害関係人が申立てを行えば、特定不能土地管理人を選任して管理を行うこともできる土地である。字持地について、変則型登記の解消と管理の適正化を目的として作られた表題部法ではなく、所有者不明土地管理制度が用いられている点は、新たな管理制度が他の制度の対象と

する領域にも重なるように運用できることも示唆しており、事案によって解決の選択肢が複数取り得ることは所有者不明土地問題の解決が進む可能性を高めていると考えられる。一方で、申立てに際しては活用する制度を慎重に検討する必要性があり、本稿で取り上げた財産管理制度のほか、前述の地域福利増進事業や、他の既存の財産管理制度等のうち、費用対効果やかかる時間や手間の観点からの検討も重要である。

また、共有地については、所有者不明土地・建物管理制度の施行前まで、共有者が多数の不動産においては探索や権利者間の調整の難しさから解決が困難とされていたが、一部またはすべての共有者が不明である場合でも本制度が活用でき、実際に申立件数も単有よりも共有のほうが多い。申立てにあたっては、共有者の一部またはすべての共有者が不明であることを証する必要があるが、権利関係の調整をする必要がないという観点においては、本制度を用いることで円滑な解決につながることを期待される。

#### (4) おわりに

平成 29 年の所有者不明土地問題研究会において、我が国の所有者不明土地の面積が九州本島の土地面積を超える約 410 万 ha に相当するとの推計が公表され、大きな話題となった。令和 5 年度の 1 年間で申立てが行われた所有者不明土地の面積を足し合わせても、410 万 ha の 1%にも満たない状況であり、制度開始から 1 年間の申立てペースが年間で約 500 件超に達していても、本問題の解決までの道のりが長い問題であることが改めて浮き彫りとなった。一方で、膨大な量の所有者不明土地のすべてを解決する必要は必ずしもない。所有者が不明で活用できない土地や、所有者不明の状態に陥り適正な管理を求めることが困難な状態であることによって周辺環境に影響を及ぼしたり、周辺の土地利用を阻害したりする土地こそ管理の適正化が求められる。我が国におけるこうした所有者不明土地の中でも管理を適正化する必要のある土地の総量は明確ではないが、本制度は本問題の解消に向けた着実な一歩であると評価できる。今後は、制度の活用状況を捉え、その進捗や、制度適用によって解消される所有者不明土地の特徴等を明らかにしていくことで、制度利用を検討する申立人らを後押しし、さらなる適用事例を増やしていくことも重要である。

次回レポートでは、上記の観点も踏まえ、個々の事例に踏み込んで、どのような状況の土地で、どのような申立人が申立てを行っているのか等、制度適用の範囲に言及する。

#### — ご利用に際して —

- 本資料は、執筆時点で信頼できと思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。